

創業支援における 基本法改正の効果とその限界

高 橋 徳 行
(武蔵大学副学長)
経済学部教授



<要 旨>

1999年の中小企業基本法（以下、基本法）の改正によって、わが国の創業支援策は大きく前進した。改正基本法の第5条に「創業の促進」という文言が加わり、これから事業を始めようとする者が政策対象になったからである。融資制度や信用保証制度が創業者にとって格段に利用しやすくなり、インキュベーション施設、自治体などに設置される相談窓口、そして創業希望者向けの講習会などが一気に充実した。その結果、グローバル・アントレプレナーシップ・モニター（Global Entrepreneurship Monitor：以下、GEM）の調査結果によれば、わが国の起業活動は2000年代前半には活発化した。しかしながら、リーマンショックが起きた翌年（2009年）以降は、再び伸び悩むようになった。

本稿では、2000年代前半に改善された要因は、「起業態度を有する」グループにおける起業活動の活発化であり、それ以降の低迷は「起業活動を有する」グループ自体の伸び悩みが原因と捉える。このことを、2変数モデル、つまり1国の起業活動の水準は、①成人人口のうち「起業態度を有する」グループの大きさ、②「起業態度を有する」グループにおける起業化率（本稿ではGEMにおける総合起業活動指数（Total Entrepreneurial Activities: TEA）を採用する）を使って示したい。

さらに、2018年の産業競争力強化法の改正によって、「起業態度を有する」グループの拡大を目的とした創業に関する普及啓発活動が政策対象に含まれるようになった。中小企業庁創業・新事業促進課が所管する「学びと社会の連携促進事業の起業家教育事業」や「地域創業機運醸成事業」の予算化にはこの法律改正が背景にある。

現時点では、改正産業競争力強化法の評価を行える段階ではない。この点に関しては政策の実施状況を紹介し、この政策が有効に機能するための条件を先行自治体の事例をもとに示しておきたい。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 基本法改正後の起業活動 <ul style="list-style-type: none"> 1) リーマンショックまでは一定の効果 2) リーマンショック後の起業活動 3) 3変数モデルから2変数モデルに 2 起業態度無しグループの特徴 <ul style="list-style-type: none"> 1) 性別の分布 2) 年齢階級別の分布 3) 就業形態別の分布 | <ul style="list-style-type: none"> 4) 所得階級別の分布 5) 最終学歴別の分布 3 産業競争力強化法の改正に至った理由と狙い <ul style="list-style-type: none"> 1) 改正産業競争力強化法の狙い 2) 取り組む自治体は2割に満たない 3) 混ぜる、繋ぐ、広げる、支える |
|--|---|

1 基本法改正後の起業活動

1) リーマンショックまでは一定の効果

基本法改正によって、第5条（基本方針）の第1項に、「中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること」という条文が盛り込まれた。

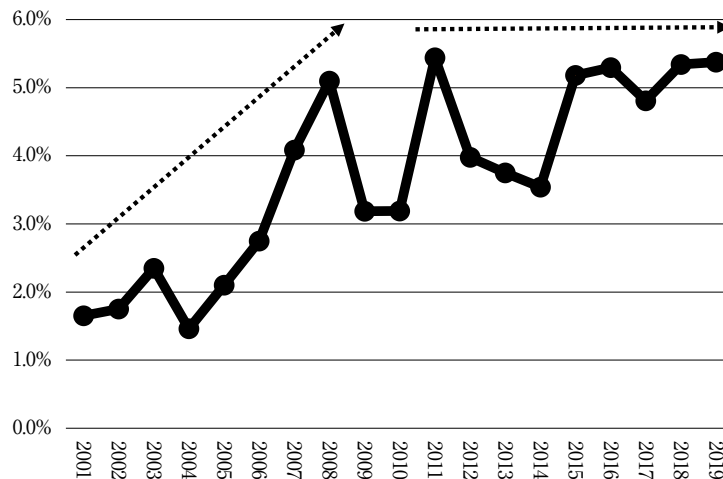
このことによって、創業支援は初めて政策として認められるようになり、日本政策金融公庫（当時は国民生活金融公庫）では、2001年に新創業融資制度が設けられ、最初の貸付限度額は150万円であったが現在は3,000万円にまで増額された。自己資金要件も、「創業資金総額の2分の1以上」から「10分の1以上」に緩和されている。また、信用保証制度においても、創業等関連保証制度と創業関連保証制度が、

2000年と2014年にそれぞれ創設され、対象者は、「新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの」や「新たに事業を開始すること」などと定義され、創業する人が信用保証の対象となった。ビジネスインキュベーション施設が急激に増加したのも2000年代前半である。

その基本法改正の効果を、GEM調査ⁱで最もポピュラーな指標であるTEAを通して確認したい。TEAは18-64歳を対象に、その中で100人あたり何人が起業活動に従事しているかを示す指標である。調査期間を2001年から2019年としているのは、比較検討が可能な調査票様式になったのが2001年であること、そして個票ベースで国際比較ができるのが原稿執筆段階（2021年4月15日）では2019年までであることによる。

ⁱ GEMは、1999年に第1回調査が実施され、それ以降毎年行われ、2019年は21回目の調査にあたる。厳密なサンプリング、そして調査結果を得るまでの計画化されたプロセス管理に特徴があり、参加国（60前後の国・地域が参加）は、本部の何段階かにわたるチェックを受けて、同じ調査票を使い、最低2,000の回答を集め、その調査結果を個票ごとにSPSSという統計ソフトに入力して報告する。起業活動は、その重要性が認識されていたにもかかわらず、国ごとに異なった目的を持つ既存調査から推計していたこと（例えば英国は付加価値税の登録関連データであり、米国は雇用関連データであるなど）、起業の定義も国ごとに定めていたこと、そして既存調査そのものの信頼性が低いなどの理由で、国同士の比較が困難であるという問題を抱えていた。そこで、1997年にBygrave教授（バブソン大学）とHay教授（ロンドン大学）の2名のイニシャティブによって検討が開始され、起業活動の水準は国家によってどのくらい違うのか、起業活動は国家の経済成長にどのくらい影響するのか、そして各国の起業活動の違いを引き起こす要因は何かの3つを明らかにすることを目的に1999年に最初の調査が行われた。筆者は2003年から日本チームに加わり2011年から日本チーム代表を務めている。なお、GEMの詳しい情報については、高橋（2009）などにあるので、そちらを参照いただきたい。

図1 日本のTEA（総合起業活動指数）の推移（2001～2019年）



資料：グローバル・アントレプレナーシップ・モニター調査の各年版（2001～2019年）より筆者が作成。
以下、特に断りがない限り同じ。

TEAの推移を見ると、日本は中小企業基本法が改正された2年後の2001年から2008年まではほぼ順調に上昇しているⁱⁱ。これは、2000年代になって積極化した創業支援策の効果と言える。しかし、2009年と2010年に大幅に落ち込み、2011年にリーマンショック前のピークとほぼ同水準になった後は、5%前後に壁があるかのような動きになっている。

2) リーマンショック後の起業活動

2001～2008年と2009～2019年の2つの期間で、日本の起業活動にどのような変化が生じ

たのかを見るために、ここでは起業活動をプロセスとして捉え、図2のように起業活動が始まるものと仮定する。基本的な考え方は、Reynolds and White (1997) に拠っている。

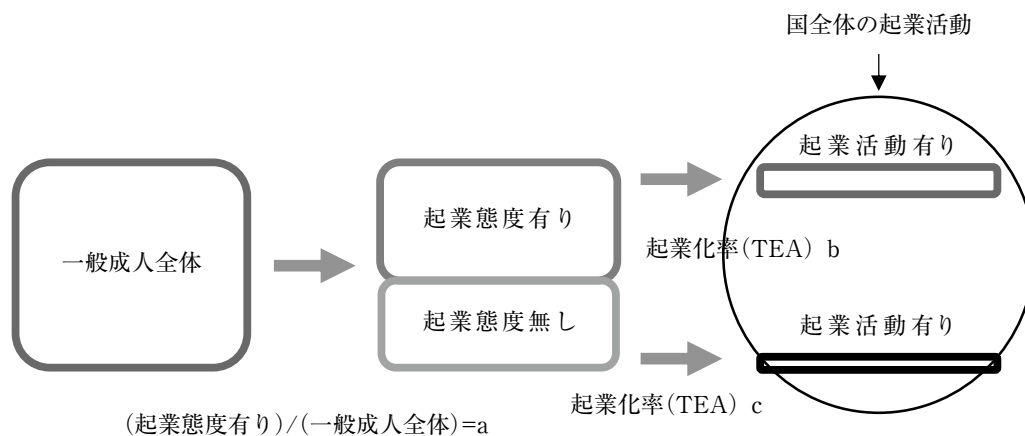
すなわち、一般成人は二通りに分かれ、起業態度を有するものと起業態度を有しないもののいずれかになる。そして、起業態度を有するのは、さらに起業活動を始めるものと始めないものに分かれる。同様に、起業態度を有しないものも、起業活動を始めるものと始めないものに分かれるⁱⁱⁱ。

ii GEM調査は毎年7月頃に実施するので、2008年9月に起きたリーマンショックの影響が反映された最初の調査は翌年の2009年調査になる。

iii 起業態度の有無は、GEMで使用している次の3つの設問の中で1つもイエスがなかったものを起業態度無しとして、1つでもイエスがあったものを起業態度有りとして分類した。

- ・ロールモデル指数 (Knowent)：「過去2年以内に新たにビジネスを始めた人を個人的に知っているか」という質問に「はい」と回答した人数を成人人口100人当たりの人数で示したもの。起業家との距離の近さやロールモデルの存在の有無を表す指標と考えられる。
- ・事業機会認識指数 (Opport)：「今後6カ月以内に、自分が住む地域に起業に有利なチャンスが訪れると思うか」という質問に「はい」と回答した人数を成人人口100人当たりの人数で示したもの。新しい事業機会にどれだけ目を配らせているかを表す指標と考えられる。
- ・知識・能力・経験指数 (Suskil)：「新しいビジネスを始めるために必要な知識・能力・経験を持っているか」という質問に「はい」と回答した人数を成人人口100人当たりの人数で示したもの。事業を始めるために必要な知識・能力・経験を有しているかを表す指標と考えられる。

図2 本稿における起業プロセスの捉え方



資料：Reynolds and White (1997) をもとに筆者が作成

つまり、1国の一般成人のうち、起業態度を有する割合をa、起業態度を有するものからの起業化率をb（TEA）、起業態度を有しないものからの起業化率（TEA）をcとすると、1国の起業活動水準f（a,b,c）は次の式で示される。

起業活動水準の決定モデル

$$f(a,b,c) = (a * b) + (1 - a) * c$$

このモデルでは、国の起業活動の水準は3つの変数で決まることになり、次に、このモデルにしたがって、わが国の起業活動がリーマンシ

ョックの前と後にどのように変化したのかを分析する^{iv}。

起業態度を有する割合をa、起業態度を有するものからの起業化率をb（TEA）、起業態度を有しないものからの起業化率をc（TEA）とした場合の調査年別の日本のデータは次のとおりである（表1）。これを見ると、起業態度を有するものからの起業化率bに比べて、起業態度を有しないものからの起業化率cが非常に低いことがわかる。

^{iv} 同様のフレームワークの分析を初めて行ったのは、高橋徳行（2017）である。

表1 日本の起業態度有りの割合 (a)、起業態度有りのTEA (b)、起業態度無しのTEA (c) のデータ (2001～2019年)

	a	b	c
2001年	23.2%	5.4%	0.5%
2002年	21.8%	6.0%	0.6%
2003年	19.2%	9.4%	0.7%
2004年	19.9%	7.3%	0.0%
2005年	19.6%	9.7%	0.2%
2006年	19.9%	13.1%	0.2%
2007年	21.0%	17.1%	0.6%
2008年	23.7%	18.9%	0.8%
2009年	22.4%	10.3%	1.1%
2010年	27.1%	9.7%	0.8%
2011年	26.8%	16.4%	1.4%
2012年	22.2%	13.2%	1.3%
2013年	27.1%	10.9%	1.1%
2014年	25.1%	11.9%	0.7%
2015年	28.2%	15.1%	1.3%
2016年	25.6%	15.3%	1.9%
2017年	25.2%	15.0%	1.4%
2018年	26.4%	15.8%	1.6%
2019年	27.1%	14.0%	2.2%

3) 3変数モデルから2変数モデルに

起業態度を有しないグループからの起業化率が低いので、この決定モデルを使って、「起業態度有り」グループと「起業態度無し」グループが1国のTEAの水準にどの程度貢献をしているのかを計算したのが図3になる^v。

これを見ると、少ない年でも7割以上が「起業態度有り」グループによって日本のTEAが決定されていることがわかる。そこで、今後は

「起業態度有り」グループに焦点をあて、「起業態度有り」グループの大きさと「起業態度有り」グループのTEAという2変数モデルで分析を進めたい。

ちなみに本文中には示していないが、日本を除く先進国グループで同様の計算をしてみると、同じ期間において、「起業態度有り」グループが先進国グループ全体のTEAの9割以上を決定していることがわかる^{vi}。

v 計算方法は、それぞれ（起業態度有りの調査対象全体に占める割合）×（起業態度有りグループのTEA）と（起業態度無しの調査対象全体に占める割合）×（起業態度無しグループのTEA）である。a.b.cで表すと、起業態度有りの全体の中での貢献度はa×bであり、起業態度無しの全体の中での貢献度は、(1-a)×cとなる。2つを足し合わせると、国全体のTEAに等しくなる

vi ここでの先進国とは、2014年GEM調査実施の段階で、イノベーション主導型経済に分類されていた次の国を指している。すなわち米国、ギリシャ、オランダ、ベルギー、フランス、スペイン、イタリア、スイス、オーストリア、英国、デンマーク、スウェーデン、ノルウェイ、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、韓国、カナダ、ポルトガル、アイルランド、アイスランド、フィンランド、スロベニア、チェコ、プエルトリコ、香港、トリニダード・トバゴ、台湾、アラブ首長国連邦、イスラエルの31か国であり、サンプル総数は1,665,029である。分析結果は右の図のようになっている。

図「起業態度有り」と「起業態度無し」が国全体のTEAに与える影響（先進国グループ）

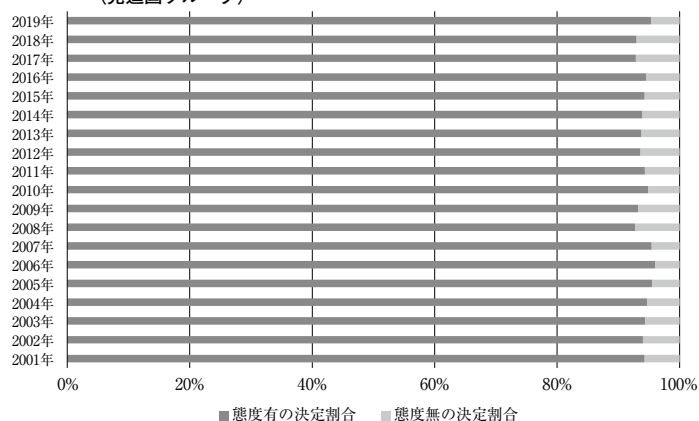
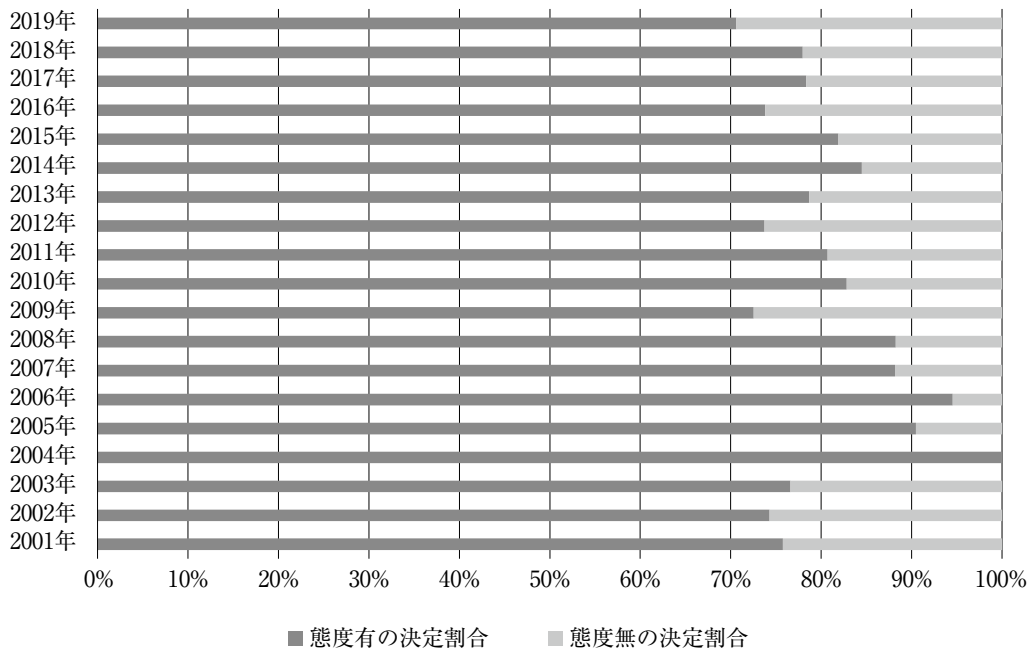


図3 起業態度有りと起業態度無しが国全体のTEAに与える影響（日本）



はじめに、a（「起業態度有り」の割合）の推移を先進国グループと比較しながら、調査年別に見たものが図4である。

図4からは、先進国グループと日本では「起業態度有り」の割合に大きな差があることがわかる。しかも、2009～2019年は、その差が拡大傾向にあり、2011年以降は40%前後の差が生じている。

「起業態度有り」の割合は、国全体のTEAの水準に大きな影響を与えるものであり、この割合が2001年から2004年にかけては上昇したものの、その後は横ばい、もしくは減少傾向が定着している。

次に、b（「起業態度有り」グループのTEA）の推移を先進国グループと比較しながら、調査年別に見たものが図5である。

国全体のTEAや起業態度有りの全体に占める割合と大きく異なっていることは、2006年以

降は、リーマンショックを挟んでも日本の方が先進国グループよりも一貫して水準が高いことである。

以上の分析結果から次のことが言える。

第1は、国全体のTEAは、基本法が改正された2年後の2001年からは上昇傾向に転じた。しかし、リーマンショック後は伸び悩んでいる。

第2には、「起業態度を有する」グループの割合は、先進国グループとの差が大きく、この割合の低さが日本の一つの特徴になっている。この割合の差もリーマンショック後に拡大している。

第3には、「起業態度を有する」グループのTEAは、2001年から2005年までは日本が先進国グループを下回る状態が続いたものの、それ以降は日本が先進国グループを逆転し、その差はリーマンショック後も縮小する傾向は見られない。

図4 日本と先進国グループの「起業態度有り」の割合（2001～2019年）

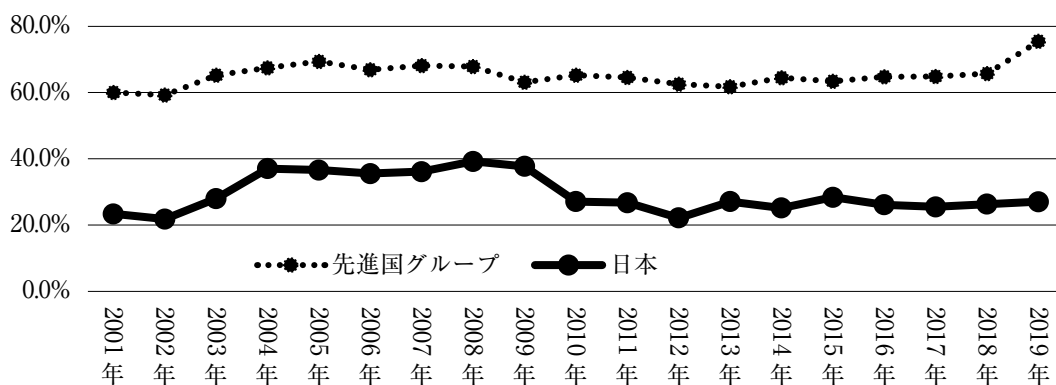
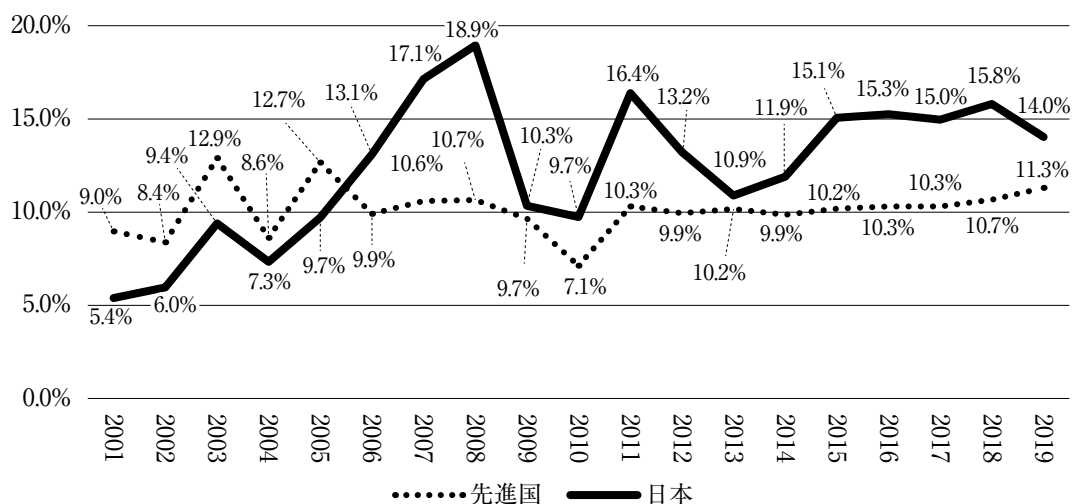


図5 日本と先進国グループの「起業態度有り」グループのTEA（2001～2019年）



このように、日本全体のTEAに影響を与えてきたのは、「起業態度を有する」グループのTEAであり、創業準備段階にある人たちの起業化率が上昇したことが2001年から2008年の現象を説明している。この意味において、中小企業基本法は有効に働いたと解釈できる。しかしながら、2009年以降は、創業準備段階にある人たちの起業化率も頭打ちになりつつあり、「起業態度を有する」グループ自体の拡大がなければ、これ以上の改善を見込むのは難しい状態である。

2 起業態度無しグループの特徴

わが国では、起業態度有りの割合が少ない、つまり起業態度無しの割合が高いことが、他の先進国グループと比較したときの特徴であり、またその割合が変化していないことが2000年代後半以降の起業活動水準の伸び悩みにつながっている。

そこで、限られた属性項目であるが、わが国の起業態度無しのグループの特徴について次に確認しておく。

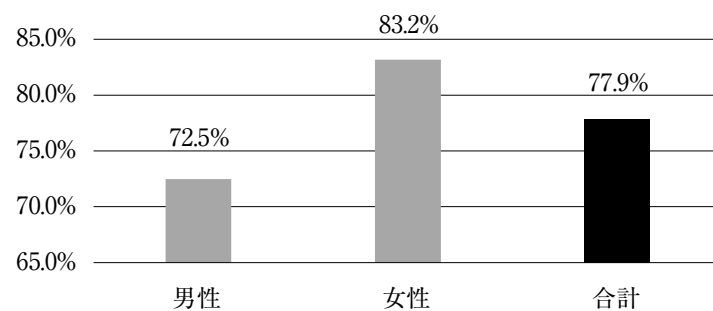
1) 性別の分布

性別分布については、女性の方が全体に占める起業態度無しの割合が高くなっている。男女合計では起業態度無しの割合は77.9%であるのに対して、女性は83.2%、男性は72.5%が起業態度無しとなっている（図6）。

2) 年齢階級別の分布

次に、年齢階級別の特徴を見ると、18-24歳が83.2%となっており、他の年齢階級と比べて高い（図7）。先進国グループでは、55-64歳が起業態度無しの割合が最も高いので対照的な結果と言える（表2）。

図6 起業態度無しの割合（性別）（日本）



注）図6～図10の「合計」の値は、それぞれサンプル数が異なるので値も異なっている。

図7 起業態度無しの割合（年齢階級別）（日本）

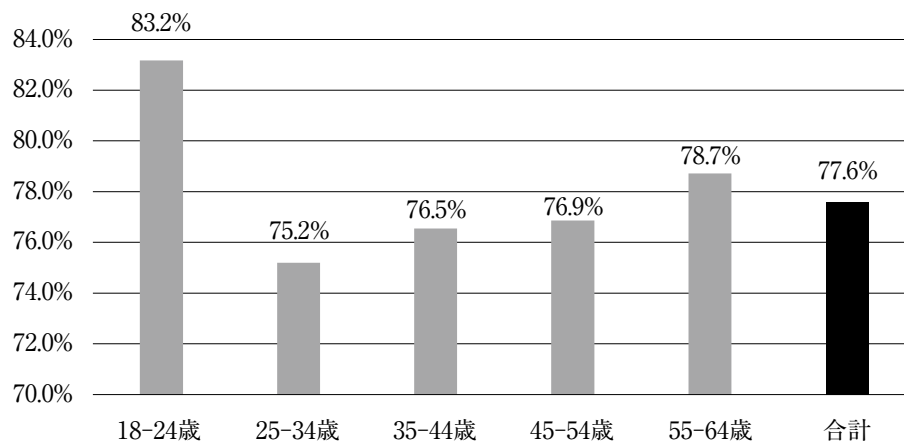


表2 起業態度無しの割合（年齢階級別）（先進国グループとの比較）

	日本	先進国グループ
18-24歳	83.2%	46.5%
25-34歳	75.2%	41.0%
35-44歳	76.5%	43.6%
45-54歳	76.9%	45.1%
55-64歳	78.7%	50.8%
合計	77.6%	45.2%

3) 就業形態別の分布

就業形態別に起業態度無しの割合をみると、フルタイムで働いている場合はもっとも低く71.3%であり、専業主婦（主夫）で最も高くなっている（87.4%）（図8）。フルタイムで最も低くなっていること、専業主婦（主夫）で最も高くなっているのは、先進国グループでも同様の

結果となっている（図表なし）。

4) 所得階級別の分布

所得階級別では、所得が低くなるほど起業態度無しの割合が増加する（図9）。この傾向も先進国グループと同様の結果である（図表なし）。

図8 起業態度無しの割合（就業形態別）（日本）

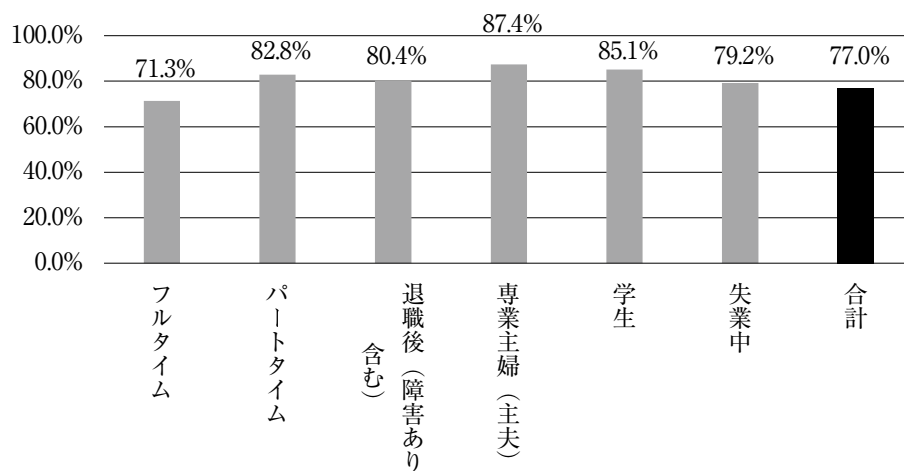
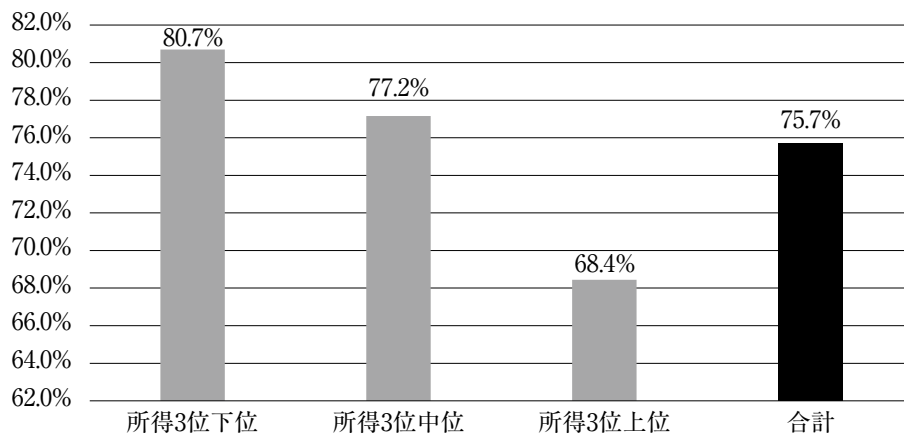


図9 起業態度無しの割合（所得階級別）（日本）



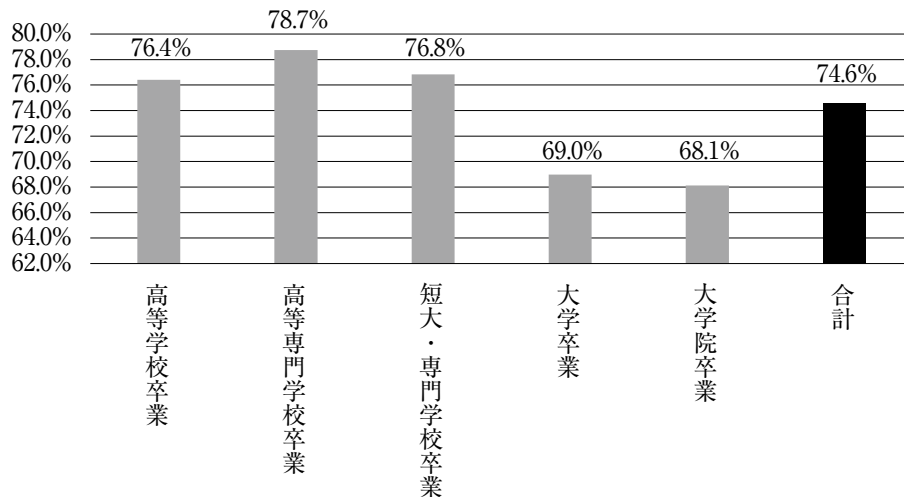
5) 最終学歴別の分布

最後に、最終学歴別に起業態度無しの割合をみると、大学卒業、大学院卒業の2つのカテゴリーとそれ以外で大きな違いは生じている

（図10）。この傾向も先進国グループと共通している（図表なし）。

このように、限られた属性データをみる限り、他の先進国グループと比較した時の起業態度

図10 起業態度無しの割合（最終学歴別）（日本）



無しの分布には、大きな違いはない。あえて言うとなれば、日本の若年層（18-24歳）において起業態度無しの割合が相対的に高い。このことは若い人向けの起業家教育の重要性を示唆しているものの、そもそも全般に起業態度無しの割合が高いことを考えると、特定の属性グループに働きかける政策よりも、すべての属性に働きかける方が実態に合った方法であろう。

3 産業競争力強化法の改正に至った理由と狙い

1) 改正産業競争力強化法の狙い

本稿の第1章で述べたように、「起業態度を有する」グループ自体の拡大がなければ、わが国の起業活動がこれ以上の改善を示す可能性は低い。しかも、「起業態度を有する」グループ自体を増やす政策は、改正基本法には盛り込まれていない。

新しい政策が望まれていたところであるが、2018年に産業競争力強化法が改正され、起業態度無しのグループに働きかけ、「起業態度を

有する」グループの拡大を目指す政策が実行可能となった。

産業競争力強化法の条文上の改正自体はごくわずかなものであり、表3にあるように、第126条の第1項に「創業に関する普及啓発を積極的に行い」という文言が入り、同条第2項では、創業支援事業に「等」が追加され、創業支援「等」事業になったことが創業支援関係の条文の変更点である。

その狙いを市区町村向けのガイドブックでは次のように説明している（表4）。

「これまでは創業に向けて準備を行っている者向けの施策に集中していたところですが」とあり、次に「我が国は、創業に関心がある者に対する创业者の割合は諸外国と比較しても高水準である一方、創業に関心がある者の割合が低いというデータがあります」と本稿で示したデータを踏まえた改正であることに触れている。そして「創業に対する 国民の理解及び関心を深めるため、「創業支援事業」の概念を拡大させて新たに「創業支援等事業」として規定し、

「創業支援等事業」に創業に関する普及啓発を行う事業（創業機運醸成事業）も含めることと
しています」と言っている。

改正された条文からだけでは、その真意を読

み取ることは難しいが、ガイドブックなどの解説を通して、改正産業力強化法の狙いが「起業態度有り」グループを増やすことであることは明らかである。

表3 産業競争力強化法の改正内容（抜粋）

改正産業競争力強化法（2018年7月9日施行）	産業競争力強化法（2014年1月20日施行）
第二百二十六条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び<u>創業に関する普及啓発を積極的に行い</u>、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。 2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項 二 創業支援等事業の実施方法に関する事項 三 創業支援等事業の実施に関して市町村（特別区を含む。以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項	第一百十二条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援事業により創業を適切に支援し、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。 2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項 二 創業支援事業の実施方法に関する事項 三 創業支援事業の実施に関して市町村（特別区を含む。以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項

注）太字かつ二重線の下線部が変更箇所である。

表4 産業競争力強化法改正の目的（抜粋）

問1. 法改正の目的はどのようなものですか。 ○開業率の上昇に直接的に資する施策を優先する観点から、<u>これまでは創業に向けて準備を行っている者向けの施策に集中</u>していたところだ。 ○また、我が国は、創業に関心がある者に対する創業者の割合は諸外国と比較しても高水準である一方、<u>創業に関心がある者の割合が低いというデータ</u>があります。 ○開業率の更なる向上を目指して、創業に対する国民の理解及び関心を深めるため、創業の普及啓発に関する取組を促進することとしました。 問2. 法改正の概要はどのようなものですか。 ○産業競争力強化法に基づく創業支援スキームは維持した上で、創業に対する国民の理解及び関心を深めるため、「創業支援事業」の概念を拡大させて<u>新たに「創業支援等事業」として規定し、「創業支援等事業」に創業に関する普及啓発を行う事業（創業機運醸成事業）も含める</u>こととしています。 ○また、「創業支援事業計画」も新たに「創業支援等事業計画」とし、同計画の中に創業機運醸成事業を位置づけられることとしています。
--

資料：中小企業庁 創業・新事業促進課&総務省 地域政策課（2019年7月）「産業競争力強化法における市区町村による 創業支援／創業機運醸成のガイドライン」53ページ

注）太字かつ二重線の下線部は筆者によるものである

2) 取り組む自治体は2割に満たない

「起業態度を有する」グループ拡大への取り組みは、創業機運醸成事業と呼ばれているが、その取り組みは始まったばかりである。2013年に、現行の産業競争力強化法が成立し、それを受けて創業支援事業がスタートした。これは、市区町村が策定した創業支援等事業計画を国が認定するものであり、2020年12月23日現在1460市町村による1303事業が認定されており、2020年3月末（令和元年度）時点の実績として、179,891人に支援を行い、そのうち37,865人が起業したという報告がある。

その一方で、創業機運醸成事業に手を挙げている自治体による事業数は2020年12月23日時点で186にとどまっている。図11は、都道府県別に創業支援事業数と創業機運醸成事業数を見たものであるが、創業機運醸成事業数の少なさがすべての都道府県で確認できる。

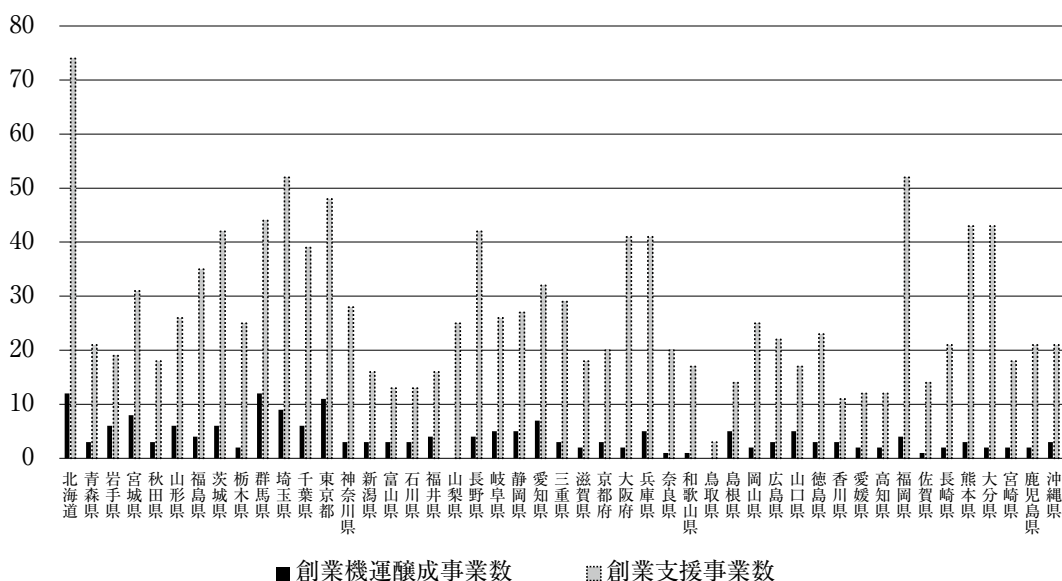
3) 混ぜる、繋ぐ、広げる、支える

創業機運醸成事業を通して、「起業態度を有する」グループの拡大を目指すということは、働きかけの対象は「起業態度無し」のグループになり、支援対象の特定化が難しいという問題がある。そのため、小中高校生などを対象とする起業家教育事業の推進、ビジネスプランコンテストの実施などが取り組みの中心となりがちである。もちろん、小中高生に対する起業家教育は重要であり、ここを避けて通ることはできない。

しかし、その一方で、社会人を対象とした創業機運醸成事業も同様に重要である。現在、創業機運醸成事業に取り組んでいる市町村の計画書をみても、それらのほとんどが学生を対象としている。

しかし、社会人を対象として一定の成果を上げている取り組み事例もあり、ここでは滋賀県の

図11 都道府県別創業支援事業数と創業機運醸成事業数（2020年12月23日現在）



資料：中小企業庁創業新事業促進課調べ

事例を紹介して、その活動のエッセンスを伝えたい。

①混ぜる

第1には、混ぜることである。社会人を対象に創業機運醸成事業に取り組む場合に苦勞することは政策対象者の特定化である。しかし、これは、「起業態度を有しない」人たちだけを集めようとするために起こることでもある。発想を変えて、起業態度を有しない人、起業態度を有している人、そして起業活動を始めたばかりの人も参加できるようにすることも有効である。そして、起業プロセスのいくつかの段階の人が「混じる」ことができるような場を用意しているのが、滋賀県産業支援プラザで展開しているビジネスカフェである。その中の一つでは、インキュベーションマネジャー（以下、IM）の資格を持つ喫茶レストランのオーナーが、自らの営業スペースを開放して、複数の起業段階にある人が関心を持ちそうなテーマを設定して、さまざまな人が集まる場を提供している。

②繋ぐ

第2には、繋ぐことである。起業に関心を持った人に、いきなり創業融資制度の紹介や独立した事務所の提供をするのではなく、月5,000円程度の家賃のコワーキングスペースなどを用

意することである。敷居の低い場所の用意があれば、そこで自分のアイデアに本当に顧客が付くのかを判断する機会になる。滋賀県はここでも「混ぜる」発想を生かして、2020年には、滋賀県産業支援プラザが入居しているビルの1階に「Biz Base コラボ21」というコワーキングスペースを設け、ここでは一般企業に勤めるテレワークの人も利用できるようになっている。

③広げる

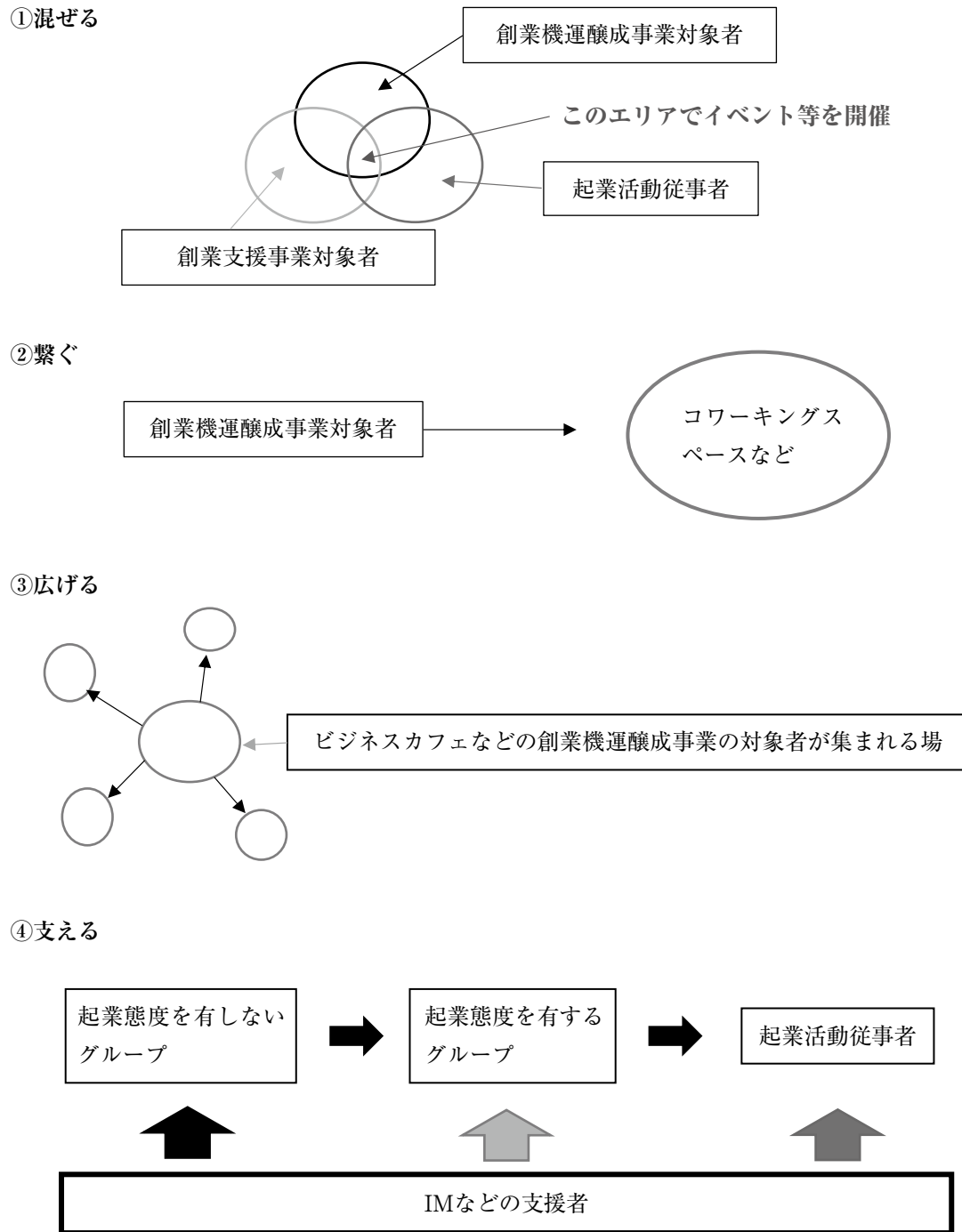
第3には、同様の機能を持った場所を県内に「広げる」ことである。最初は、滋賀県草津市の駅ビルの地下、そして同市内の喫茶レストランだけであったものが、今では大津市、米原市、能登川町などでも開催されるようになっている。

④支える

第4には、このような一連の取組みを「支える」人材の育成である。どのような人材を育成するかは地域によって異なるが、滋賀県の場合は、2004年からIMの育成に力をいれ、最近では2015年から2017年にかけて「第二期 滋賀県IM養成研修」を行い、地域の創業支援力の強化を図っている。

以上を図で表すと、次のようになる（図12）。

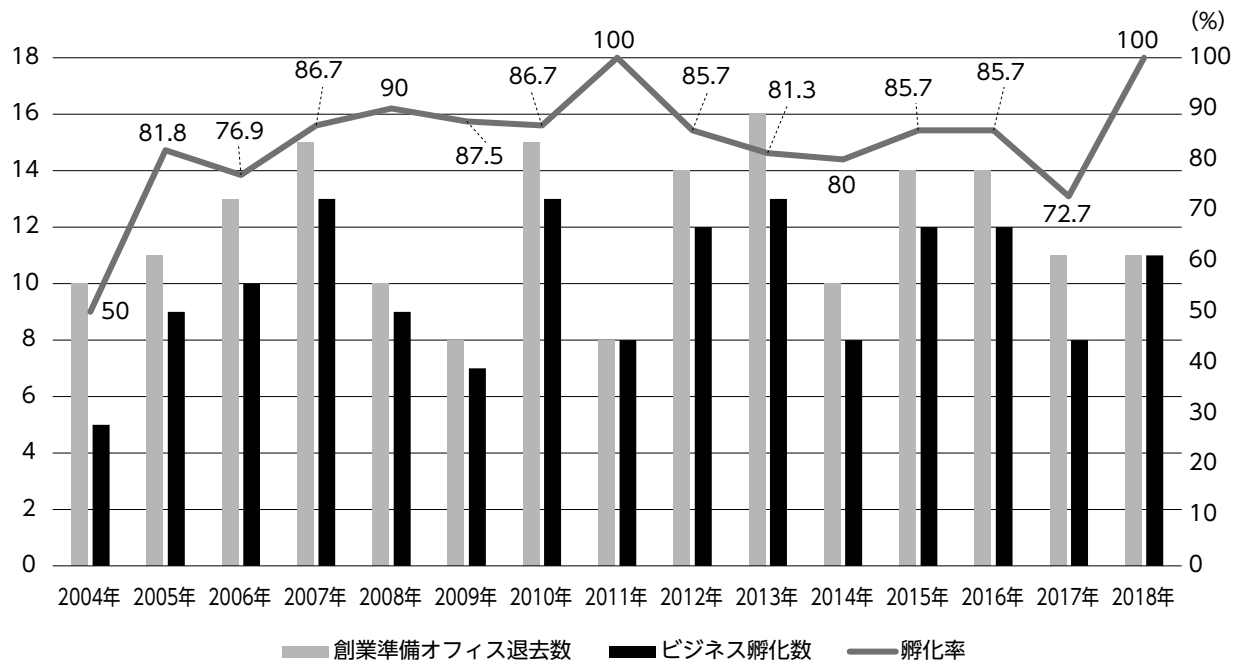
図12 創業支援 滋賀モデル



滋賀県産業支援プラザは、以上のスキームによって、着実に起業活動支援で実績をあげており、図13にあるように、創業準備オフィスから

の孵化率（事業化率）も、安定して高い割合を維持している。

図13 滋賀県産業支援プラザの創業準備オフィスからの孵化率の推移



このように、改正基本法は起業活動の活性化に一定の貢献をしたものの、「起業態度を有する」グループの拡大に影響を与えることはできなかった。2018年の改正産業競争力強化法によって、「起業態度を有する」グループの拡大を目指した政策の実行、つまり創業機運醸成事業が実施できるようになった。しかしながら、現

時点では、創業機運醸成事業に参加する自治体は多くない。その原因の一つとして、政策対象の特定化等の課題があるが、滋賀県などの先行自治体の成功事例もある。今後は、成功事例に学びつつ、各自治体の実態に合った政策プログラムの策定・実行が求められる。

【参考文献】

- 清成忠男 (2009)『日本中小企業政策史』有斐閣
- 財団法人一ツ橋文芸教育振興会・財団法人日本青少年研究所 (2013)「高校生の進路と職業意識に関する調査」財団法人日本青少年研究所
- 高橋徳行 (2005)『起業学の基礎』勁草書房
- 高橋徳行 (2009)「起業活動の新しい捉え方」日本ベンチャー学会『日本ベンチャー学会誌』第14号、pp.3-12
- 高橋徳行・磯辺剛彦・本庄裕司・安田武彦・鈴木正明 (2013)「起業活動に影響を与える要因の国際比較分析」経済産業研究所、RIETI Discussion Paper Series 13-J-015
- 高橋徳行 (2013)「起業態度と起業活動」日本ベンチャー学会『日本ベンチャー学会誌』第21号、pp.3-10
- 高橋徳行 (2014)「起業家教育のスペクトラム」『ビジネススクリエーター研究』ビジネススクリエーター研究学会第5号、pp.97-112
- 高橋徳行 (2017)「リーマンショック後に生じた日本の起業活動の変化」企業家研究フォーラム『企業家研究』第14号、pp.83-91
- 高橋徳行 (2019)「日本の起業意識と起業活動」『やさしい経済学』日本経済新聞社 (2019年4月9日より6回連載)
- 高橋徳行 (2000)「新しい創業支援策の誕生とその背景」武蔵大学論集 第67巻 第1・2・3・4号、pp.9-19
- 松田尚子・松尾豊 (2013)「起業家の成功要因に関する実証分析」経済産業研究所、RIETI Discussion Paper Series 13-J-064
- Allen, Elaine I. and Nans S.Langowitz (2011) “Understanding the Gender Gap in Entrepreneurship: A Multicounty Examination” in Minniti Maria (Eds.), The Dynamics of Entrepreneurship, Oxford University Press, pp.31-55
- Brush, Candida G. *et al* (2002), The role of social capital and gender in linking financial suppliers and entrepreneurial firms: a framework for future research, *Venture Capital*, Vol.4, pp.305-323
- Davidsson, Per (2008) *The Entrepreneurship Research Challenge*, Edward Elgar Publishing
- Greve, Arent, and Janet W. Salaff (2003) “Social Networks and Entrepreneurship.” *Journal of Entrepreneurship Theory and Practice*, Vol.28, No.1, pp.1-22
- Kelley, Donna. *et al* (2012) , “2012 Global Report”, Global Entrepreneurship Research
- Reynolds, Paul D. and Sammis B.White (1997) *The Entrepreneurial Process: Economic Growth, Men, Women, and Minorities*, Quorum Books
- Story, David J (1994), *Understanding the Small Business Sector*, Thomson Business Press (忽那憲治・安田武彦・高橋徳行訳 (2004)『アントレプレナーシップ入門』有斐閣)